

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

（共同参画社会推進課）

一

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

（農村振興課）

一

○道路の区域変更

（道路課）

一

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

二

教育委員会

○教育委員会定例会の開催

選挙管理委員会

二

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

正 誤

二

正 誤

○宮城県公報第二二〇号中

三

○宮城県公報平成二十三年号外第二二号中

三

告 示

○宮城県告示第四百六十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 愛宮城

一 代表者の氏名 三浦 馨

二 主たる事務所の所在地
三 定款に記載された目的

仙台市青葉区桜ヶ丘四丁目三十三番十号

この法人は、東日本大震災で被災した農業や漁業従事者、あるいは農

産品水産品の加工業者に新たな販路を紹介し、被災者の精神的経済的

な復興に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日

平成二十三年六月十日

○宮城県告示第四百六十九号

県営栗原地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十三年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十三年六月二十一日から平成二十三年七月十九日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第四百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三百九十八号
三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前A	後B			
本吉郡南三陸町戸倉字新中芝六八番一 地先から 同町戸倉字水戸辺一六八番一地先まで	二二・六〇 二八・〇〇	二二・六〇 二八・〇〇	二二・六〇 二八・〇〇	一三四・八	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

黒川郡富谷町とちの木一丁目二十五番三、二十五番四、二十五番百二十、二十五番百二十一、二十五番百九十三及び二十五番百九十四（第一・三工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市泉区本田町三番十号
藤田建設株式会社

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十二号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十三年六月二十一日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

一日時 平成二十三年六月二十七日 午後一時三十分

二 場所 教育委員会会議室
三 事件

- 職員の人事について
- 学校教育法施行細則の一部改正について
- 教育財産管理規則の一部改正について
- 宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部改正について
- 高等学校等育英奨学資金付条例施行規則の一部改正について
- 宮城県産業教育審議会委員の人事について
- 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について
- 宮城県スポーツ振興審議会委員の人事について

四 傍聴者の定員 十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二一・三六一一）

選挙管理委員会

○宮選管告示第六十九号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

金ヶ瀬東集会所の項の次に次のように加える。

東部屋内運動場

同 郡同 町大谷字山下四四番地

正 誤

		○宮城県公報第二三〇号(平成二十二年十二月二十八日付け)中	
ページ	段	行	正
一	下	一五	一部の委任
一九	下	二	一部の委任
		○宮城県公報平成三三年号外第二二号(平成二十三年三月三十一日付け)中	
ページ	段	行	誤
一	下	九	同号力を同号ヨとし、同号中ワを カとし、ヲをワとし、ルをヲ をヲから力まで
一〇	下	一〇	同号中又をルとし、二からリまで をホから又まで
		同号中又をルとし、二からリまで をホから又まで	